

スモン患者に対するはり、きゅう、あん摩  
マッサージ及び指圧の施術費助成実施要綱

53衛福業第379号

昭和53年12月20日

第1 総則

この要綱は、スモン患者に対するはり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧（以下「はり等」という。）の施術費の助成（以下「施術費助成」という。）に関し、必要な事項を定める。

第2 対象者

施術費助成の対象となる者は、東京都の区域内に住所を有するスモン患者であつて、はり等による施術を希望する者とする。ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者又は被扶養者であつて、現に当該医療保険各法いずれかによるはり等に関する療養の給付又は医療費の支給を受けている者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）によるはり等に関する医療扶助を受けている者を除く。

第3 助成対象となる施術

施術費助成の対象となる施術は、東京都と契約を締結した施術所における施術とする。ただし、知事が必要と認めたときは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2に規定する施術所及び同法第9条の3に規定する施術者が実施する施術についても対象とすることができる。

第4 施術費助成の額

知事は、次の表に掲げる額の施術費（以下単に「施術費」という。）を助成する。ただし、施術回数は、月7回を限度とし、施術に要した額がこの金額に満たない場合は、当該要した額とする。

	施術1回当たりの助成額		電気鍼 <sup>はり</sup> 又電気温灸器 <sup>きゅう</sup> を使用した 場合の施術1回当たりの助成額	
	初 回	通 常	初 回	通 常
は り	2, 9 1 0円	2, 8 1 0円	3, 0 1 0円	2, 9 1 0円
き ゅ う	2, 9 1 0円	2, 8 1 0円	3, 0 1 0円	2, 9 1 0円
はり・きゅう 2術併用	4, 0 3 0円	3, 9 3 0円	4, 1 3 0円	4, 0 3 0円
はり又はきゅう マッサージ 2術併用	4, 0 3 0円	3, 9 3 0円	4, 1 3 0円	4, 0 3 0円
あん摩・マッ サージ・指圧	2, 8 1 0円		—————	

注1 上表でいう電気鍼<sup>はり</sup>又電気温灸器<sup>きゅう</sup>とは、はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、はり、きゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのないものに限る。

注2 上表でいう「初回」とは、第9に規定する被交付者が、初めて利用する第3に規定する施術所及び施術者から、初めて施術を受けることをいう。

#### 第5 施術費助成費の申請

施術費助成を受けようとする者は、施術費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。ただし、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）に基づき現に医療券の交付を受けている者は、添付書類を省略することができる。

- (1) 診断書又はスモン患者であることを証明できるもの。
- (2) 住民票の写し（18歳未満の者については本人及び扶養義務者が記載されたもの）

#### 第6 対象者の認定

- 1 知事は、第5に規定する申請書を審査し、施術費助成の要件に該当すると認めるときはスモン施術費助成券（様式第2号）（以下「助成券」という。）を交付する。
- 2 知事は、1に規定する審査の結果、施術費助成の要件に該当しないと認めるときは、通知書（様式第3号）を交付する。

## 第7 助成券の有効期間

助成券の有効期間は、申請書を受理した日の属する月の初日から助成開始日の属する年度の3月31日までとする。ただし、知事が必要と認めたときはこの限りでない。

## 第8 継続申請

助成券の有効期間の満了後も引き続き施術費助成を受けようとする者は、第5の規定により申請しなければならない。この場合において、第5の(1)に掲げる書類については添付を省略することができる。

## 第9 施術費の助成方法

施術費助成は、第6の1の規定により助成券の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）に施術費を支払うことにより行う。

## 第10 助成券の提示

被交付者は、第3に規定する施術を受けようとするときは助成券を提示しなければならない。

## 第11 施術費の請求方法

### 1 被交付者による請求

被交付者は、施術費を請求するときは、請求書（様式第4号）に第3に規定する施術所及び施術者（以下「施術所等」という。）の発行する領収書（様式第5号）を添付して知事に提出するものとする。

### 2 施術所による請求

被交付者が、施術費の請求及び受領を施術所等に委任したときは、施術所等は、請求書（様式第6号）に施術明細書（様式第7号）を添付して知事に提出するものとする。

## 第12 施術費の支払方法

知事は、第11に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、施術費助成の要件に該当すると認めたときは、被交付者又は施術所等に施術費を支払うものとする。

## 第13 鍼<sup>はり</sup>通電方式による施術の調査

### 1 調査方法

施術所等は、スモン患者に対して鍼<sup>はり</sup>通電方式による施術を行ったときは、知事に対し、スモン患者に対する鍼<sup>はり</sup>通電施術報告書（様式第8号）を提出するものとする。

### 2 協力金

知事は、施術所等に対し、鍼<sup>はり</sup>通電方式による施術1回につき300円の協力金を支払うものとする。

### 3 請求方法

施術所等は、2の協力金を請求するときは、請求書（様式第6号）に施術明細書（様式第7号）を添付して知事に提出するものとする。

#### 第14 被交付者の変動等に伴う処理

##### 1 届出

被交付者は、助成券に記載されている事項に変更があったときは、住所等変更届（様式第9号）により速やかに知事に届け出なければならない。

##### 2 助成券の再交付

被交付者は、助成券を破り、汚し、又は失ったときは、スモン施術費助成券再交付申請書（様式第10号）により、知事に助成券の再交付を申請することができる。

##### 3 助成券の返還

東京都の区域外への転出、死亡、治癒、有効期間の満了その他の事由により資格を喪失したときは、被交付者は、助成券を速やかに知事に返還しなければならない。

#### 第15 施術費の返還

偽りその他不正行為によって、施術費助成を受けた者があるときは、知事は、その者から当該施術費助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

##### 附 則

この要綱は、昭和53年12月20日から施行し、昭和53年12月1日から適用する。

##### 附 則

この要綱は、昭和57年1月19日から施行し、昭和56年7月1日から適用する。

##### 附 則

この要綱は、昭和59年3月27日から施行し、昭和58年11月1日から適用する。

##### 附 則

この要綱は、昭和59年12月27日から施行し、昭和59年9月1日から適用する。

##### 附 則

この要綱は、昭和60年7月26日から施行し、昭和60年6月1日から適用する。

##### 附 則

この要綱は、昭和63年6月28日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

##### 附 則

この要綱は、昭和63年8月24日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成2年7月25日から施行し、平成2年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年7月27日から施行し、平成4年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年8月10日から施行し、平成6年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年9月2日から施行し、平成8年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱別記様式による用紙で、現に残存するものは、改正後の要綱別記様式による様式とみなし、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱の施行前に交付された助成券で、現に効力を有するものは、様式第2号による助成券とみなす。

3 この要綱の施行の際、この要綱の施行前における様式第1号及び様式第4号から様式第10号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。